

TradeWatch

第15-1号

2016年3月

EY Global Trade

Quarterly update



EY

Building a better
working world

目次

グローバル

WTOがナイロビ・パッケージにより
後発開発途上国からの輸出に関する特惠原産地のガイドラインを提示 1

米州

米国 — 2015年貿易円滑化及び貿易取締法により関税還付の機会が拡大 4

アジア太平洋

香港 — 香港税関が自由貿易協定に規定する積替え支援スキームを導入 7

インドネシア — 保税物流センターに関する新規則 11

タイ — 2016年関税アムネ스티:自主的調査プログラム 13

TradeWatch2016年3月号の全文(英語版)は、下記のサイトからご覧ください。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-tradewatch-march-2016/\\$FILE/ey-tradewatch-march-2016.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-tradewatch-march-2016/$FILE/ey-tradewatch-march-2016.pdf)

※本TradeWatchは、EY CITグループにより発行された“TradeWatch March 2016 Volume 15, Issue 1”の一部を、平素より業務上お世話になっております皆様向けに邦訳した仮訳であり、原本はあくまで英語版となります。ご不明な点がある場合には、英語版を参照頂きますようお願いいたします。



WTOがナイロビ・パッケージにより 後発開発途上国からの輸出に関する 特惠原産地のガイドラインを提示



背景

製品の原産地を一貫した方法で決定するには原産地規則が不可欠です。原産地規則は、特惠輸入関税率の確定や反ダンピング税、相殺関税などの通商案件に該当するか否かの判断のほか、原産地表示を決定する際に使用されるため重要となります。しかし、原産地規則に対する各国政府のアプローチは多様であり、その結果、貿易障壁が発生しているケースが少なくありません。こうした貿易障壁を引き下げるべく、世界貿易機関(WTO)は原産地規則の統一に向けて努力してきました。特に後発開発途上国(LDC)¹が原産地規則の統一を支持してきました。

LDCは、特定の変更を支持する根拠として、貿易パターンの変化を挙げています。具体的には、製造工程が多段階にわたる場合が増加しており、さらには、最終製品の完成までに往々にして何回も国境を越えることを指摘しています。複数の国が絡むこうしたプロセスでは、輸送や保険のコストが増大すると同時に、様々な国で段階的に価値が付加される

ため、原産資格認定が複雑になります。そのため、LDCが支持する変更点の1つに、複数のLDCが製造プロセスに関与している場合には、柔軟に累積を認めるという点を挙げています。

2015年12月、WTOの第10回閣僚会議がケニアのナイロビで開催され、6つの閣僚決定を含む「ナイロビ・パッケージ」が公表されました。決定の1つは、LDCを対象とする特惠待遇、及びLDCからの輸出品に非相互的な特惠待遇が認められている場合の原産資格の判断基準に関連しています。²

ナイロビ・パッケージの決定(以下、「ナイロビ決定」)は、それ以前の2013年パリ閣僚会議の決定(以下、「パリ決定」)から発展したものです。³パリ決定では、透明性の向上、及びLDCの輸出に対する優先的マーケットアクセスの適用に関する規則の簡素化に向けて多国間で合意された一連のガイドラインが初めて確立されました。ナイロビ決定には、パリ決定で明確化された全般的ガイドラインに関連する具体的な勧告が含まれています。

1 WTOは「先進国」、「発展途上国」、「後発開発途上国」という用語を定義していません。代わりに、国連の定義を援用し、原則としてWTO加盟国が自らLDCの地位を選ぶことを認めています。現在、WTO加盟国には次の34カ国のLDCが含まれています: アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ民主共和国、ジブチ、ガンビア、ギアナ、ギニアビサウ、ハイチ、ラオス人民民主共和国、レソト、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、バヌアツ、イエメン、ザンビアです。さらに、アフガニスタン、ブータン、コモロ、赤道ギニア、エチオピア、リベリア、サントメ・プリンシペ、及びスーダンが現在、WTO加盟に向けて交渉中です。 www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/org7_e.htm を参照してください。

2 後発開発途上国に係る特惠原産地規則 – 閣僚決定 – WT/MIN(15)/47 WT/L/917/Add.1、2015年12月19日、第10回閣僚会議、ナイロビ、2015年12月15～18日

3 後発開発途上国に係る特惠原産地規則 – 閣僚決定 – WT/MIN(13)/42 – WT/L/917、2013年12月7日、第9回閣僚会議、パリ、2013年12月3～6日



改訂ガイドライン

LDCに係る特惠原産地についてのナイロビ決定では、実質の変更が起きているか否かを判断する際に使用する、付加価値基準の適用に関する検討事項が初めて定められました。特惠を付与するWTO加盟国は、非原産材料の価額に基づく算定方法を策定すること、また、これらの規則の適用にあたり、非原産材料が物品の価額の最大75%を占める物品について特惠待遇を認めるようにすることが推奨されています。さらに、ナイロビ決定は、LDC国外で発生した費用の算定にあたり、他国からの輸送及び保険に関連する費用の控除を認めることを検討するよう要請しています。

さらに、ナイロビ決定は、特惠付与国が関税分類変更基準の策定において考慮すべき事項も定めています。それによれば、加盟国は一般原則として、原産地決定の基礎となる関税分類の項又は号レベルの単純な変更を認め、関税分類変更基準から除外規定や制限規定を取り除くことを推奨しています。また加盟国は、それらの基準策定にあたり、関税分類の同一の項又は号に所属する異なる部品材料を使用した場合でも、関税分類番号変更が生じたことを認める緩和規定の導入を要請しています。

次に、ナイロビ決定には、加盟国が、特定の製造又は加工工程に基づくLDCのための特惠原産地基準を策定する場合に考慮すべき要因が組み入れられています。具体的には、以下の工程を経ることで原産地が付与されるように基準を策定する必要があるとしています。

- ▶ 布を縫製することによる完成品の製造(完成品が統計品目番号表の61類と62類に記載された衣類である場合)
- ▶ 新たな化学物質を生成する化学反応
- ▶ 未加工農産物から加工農産物への転換

部品の組立による機械及び電子機器の完成。ただし、部品の組立が「単純な組立」ではない場合に限る

以前のバリ決定に沿って、ナイロビ決定は加盟国に対し、原産地を決定する際に、LDCが累積を利用できる機会を拡大するよう促しています。具体的には、加盟国は、LDCの産品と次の地域の産品の累積を認めるよう要請しています：(1)特惠付与国、(2)他のLDC、(3)それぞれの一般特惠制度(GSP)が対象としている受益国、又は(4)特惠付与国が定義するLDCと同じ地域グループに所属する発展途上国。最後に、ナイロビ決定は、文書や手続きに関する要件から発生する事務的負担の低減を加盟国に推奨するとともに、具体的に非加工証明書の要件の廃止を挙げています。



影響及び次のステップ

ナイロビ決定が示した規定が導入される場合、原産地基準が簡素化され、輸入者は、特惠原産地基準の要件を満たす製品が増加するという恩恵を受けられるものと思われます。例えば、米国の一般特惠関税制度(GSP)は現在、原産地比率が35%以上の物品に対して特惠待遇を認めています。ところが、米国でナイロビ決定が採用された場合、この要件は10ポイント引き下げられます。

さらに、現在GSPの原産地基準には、化学反応に関する規定のような、加工工程基準がありません。この基準が採用された場合、LDCの製造者の製品がLDC原産であるとみなされ、GSPに基づいて特惠待遇を受けられる機会が増すと思われます。

特惠付与国は、ナイロビ決定の規定を導入するために講じる措置を、2016年12月31日までにWTOの原産地規則委員会に通知することを求められています。したがって、LDCから輸入し、それらの特惠制度に基づいて提供される付随的な関税優遇措置を利用している企業は、来年中、ナイロビ決定の規定が自国内で導入されているか否かを確認することが重要です。国によっては、ナイロビ決定の条項の検討と導入に関する通知やコメント募集期間を伴うことがあり、輸入者は、それらのプロセスに参加することが有用であると思われます。

米国

2015年貿易円滑化及び貿易取締法により関税還付の機会が拡大



2016年2月11日、米国議会はHR644法案の2015年貿易円滑化及び貿易取締法(以下、本法案)を可決しました。本法案には広範囲の税関及び貿易関連の改革が含まれています。特に注目されるのは関税還付制度(Duty drawback)の簡素化と拡大の規定で、新たに米国の輸入者と輸出者に大きな金銭的恩恵をもたらします。この法案は2016年2月24日、大統領の署名により法律として成立しました。

還付制度は、輸入品、輸入品を使用して製造された製品又は代替の「同種」品がその後輸出された場合に、当該輸入品に関連して納付された関税、租税又は手数料が還付される仕組みです。その恩恵や規定は還付制度の種類によって異なります。新規定の概要は、次のとおりです。

- 1) 米国統一関税率表(HTSUS)又は商務省表B「統計分類」(以下、「表B」)に基づく規則 — 現行法によれば、製造に係る戻し税及び未使用品の還付制度では、「同種又は同品質の」代替品が製造工程で使用されるか、輸出又は廃棄された場合、輸入時に納付した金額について請求することができます。この「同種又は同品質」の分析では、輸入品と、製造工程で使用されるか、輸出又は廃棄された商品が、商業上交換可能かどうか問題となります。

本法案は、HTSUS分類の8桁の分類番号が同じ物品間の代替を認めることにより、この分析が容易になります。この法案は、すでに施行されている19 USC §1313(p)に基づく石油製品の還付制度と類似しています。§1313(p)の経験から見ると、HTSUSに基づく規則により、還付請求のプロセスが簡素化されるだけでなく、産品が商業上交換可能である必要があるという制限がなくなり、代替の機会が拡大する余地が生じます。



また本法案では、物品の表Bにおける分類番号の最初の8桁がHTSUSの品名と一致している場合、表Bの分類番号に対応するHTSUS上の8桁の細目分類が複数あったとしても、§1313(j)(2)に基づく代替が認められます。これは新しい代替方式であり、HTSUSのみを基準とした代替よりも一段と広範な機会がもたらされる可能性があります。

これまでの§1313(p)の規定とは異なり、本法案は、HTSUSに基づく規則を特定の関税分類番号のみに限定していません。しかしながら、HTSUSの品名が「その他」で始まる場合には、§1313(j)(2)の還付において、代替の適用に一定の制限が課せられます。また本法案には乱用防止の規定も含まれています。それによれば、請求額は、輸入時に実際に納付された関税、手数料及び租税、又はその輸出品が輸入されると仮定した場合に納付されるはずの関税、手数料及び租税のいずれか低い方に限定されます。つまり、請求者が高額の商品を輸入した後、同じHTSUS分類の低額の商品を輸出した場合、還付額は低額の商品に制限されることとなります。

これらの規定は一部の請求を限定する可能性があるかもしれませんが、HTSUSに基づく代替への移行に伴い、今後は、請求プロセスが簡素化されると同時に、全体として機会が増す可能性が高いと思われます。

- 2) 還付請求期間の拡大 — 現行規定によれば、製造又は未使用品に係る還付請求を裏付けるためには、輸入品又は代替品は輸入日から3年以内に製造工程で使用されるか、輸出又は廃棄されなければなりません。本法案では、この期間がすべての還付請求について輸入日から5年に拡大されます。

- 3) 製造物品に係る還付請求に含まれる租税と手数料 — 現行規定によれば、製造物品に係る還付請求の還付額は、輸入品に対して納付した関税の99%に限定されます。§1313(j)(2)に基づき、還付可能なその他の「租税及び手数料」は、製造物品に係る還付では請求できませんでした。本法案では、すべての種類の還付について、納付した関税、手数料及び租税の99%の戻し税が認められ、統一的な取扱いとなります。

- 4) 移転証明書の要件の緩和 — 現在の規定では、輸入者が輸入品を製造者等に移転し、係る製造者等が最終的に輸入品に依拠して還付請求を行う場合、移転証明書の提供が必要となります。還付請求者は典拠書類の一部としてこの証明書を提出しなければなりません。

本法案は、通常の業務過程で保管される取引記録のみで十分移転の証拠となることから、証明書の要件を廃止しました。

本法案の規定は成立と同時に発効しますが、還付請求者は2018年2月24日まではこの新規定に基づく請求を行うことができないとする重要な留意事項が付されています。これは、自動商業環境(ACE)の下で還付請求を行う機能の追加を可能にするためのものです。しかしながら、この後、還付請求者は、上記の還付請求期間の拡大の効果を享受できるようになり、請求を行う日から最大5年遡った期間の輸入について還付請求できます。つまり、2013年2月24日までの輸入に遡って請求を行えます。議会は、ACEが還付請求に対応する準備ができなかった場合に適用される繰延規定を検討しましたが、本法案の最終条文には盛り込まれませんでした。したがって、提出日が2018年2月24日であることは最終決定であり、変更はされないと考えられます。

影響

還付請求の条件を備えている企業が、これらの改革から得られる機会は多大と思われます。企業が、産品を輸入して関税又は物品税を納付すると同時に、類似品を輸出している場合、この新法に照らして自社製品の構成をレビューすることにより恩恵を受けられる可能性があります。新法に基づく恩恵が見込める具体的な事例として、以下のものがあります。

- ▶ 米国と外国でブランドが異なる類似品の製造者。旧法では、ブランドが異なる製品は商業上交換可能とみなされる可能性が低かったのに対し、新規定では、客観的なHTSUSの基準に基づいて「同種」かどうか決定されます。あるブランド製品の輸入と別のブランド製品の輸出が、同一のHTSUSの下で行われている場合、それらは戻し税に関して代替可能と言えます
- ▶ 物品税の課税対象製品の輸入者及び輸出者
- ▶ 国際的に事業展開するコモディティリーダー

本法案は請求の拡大と業務の簡素化の機会を約束するものですが、最適な業務、販売及び税務構造を保持しつつ戻し税の効果を最大限に享受するには、取引を組み立て、適切な文書を作成・保管することが重要となります。したがって、本法案によってもたらされる機会を捉えようとする企業は、法律と実務の観点からこの改正内容の全体像を理解し、それが戻し税の請求プロセス及び自社のビジネスの個別的な側面にどう影響するかを把握するための措置を講じる必要があります。新規定では発効日前の輸入も戻し税の対象となることから、その恩恵を受けられる企業は、直ちに構造上・業務上の要件を確認することが望ましいと思われます。



香港

香港税関が自由貿易協定に規定する積替え支援スキームを導入



様々な自由貿易協定(FTA)を利用する企業にとって、香港を経由して貨物を積み替える際に問題が生じることが頻繁にありました。香港税関はこうした懸念に対処するため、最近、自由貿易協定積替え支援スキーム(以下、「FTAスキーム」)を公表しました。2015年12月20日に発効したFTAスキームは、積荷が香港を通過する際の手続きを簡素化し、中華人民共和国が調印したFTAに基づく特惠関税率を享受できるようにするとともに、中華人民共和国と台湾間の両岸経済協力枠組協議(ECFA)に基づく貨物輸送を合理化するものです。

大半のFTAには厳格な原産地規則があり、特惠待遇は通常、個々のFTAの原産地規則を満たす貨物についてのみ認められます。その中でも、直送ルールに基づき、貨物がFTAの非締約国を経由し、かつ、当該貨物とその非締約国の税関の管理下に置かれていない場合には、FTAの優遇措置を受ける資格を失います。

香港は、自由貿易港であることから、これまで近隣地域の大半のFTAに加盟しておらず、また一部の関税有税品を除き、積替えの要件を満たす保税倉庫施設を提供していませんでした。⁴ そのため、香港を経由して積み替えられる貨物が単一の通し船荷証券を伴っていない場合には、FTAの優遇税率による輸入が認められませんでした。

FTAスキームでは、物流ハブとしての香港の地位を強化するため、支援サービスを提供し、中華人民共和国が加盟する13のFTAに基づく特惠待遇の対象貨物が香港を経由する場合、非加工証明書を発行します。輸出入企業から申請を受け付けた場合、香港税関は、申請書を綿密に審査するか、積荷を抽出して検査した後に非加工証明書を発行します。香港における貨物の混載、バンニング、デバンニング又は再梱包は税関の監督の下で行わなければなりません。

4 関税有税品の4カテゴリー、すなわち、酒類、タバコ、メチルアルコール、炭化水素オイルを除きます。



FTAスキームは、以下の協定に基づき中国本土を仕向国として香港を経由する貨物を対象としています。

- ▶ 両岸経済協力枠組協議
- ▶ 中国・韓国自由貿易協定
- ▶ 中国・オーストラリア自由貿易協定
- ▶ 東南アジア諸国連合・中華人民共和国包括的経済協力枠組協定
- ▶ 中国・パキスタン自由貿易協定
- ▶ 中国・シンガポール自由貿易協定
- ▶ 中国・アイスランド自由貿易協定
- ▶ 中国・スイス自由貿易協定
- ▶ 中国・チリ自由貿易協定
- ▶ 中国・コスタリカ自由貿易協定
- ▶ 中国・ペルー自由貿易協定
- ▶ 中国・ニュージーランド自由貿易協定
- ▶ アジア太平洋貿易協定

FTAスキームは、以下の協定に基づき台湾、韓国、オーストラリアを仕向国として香港を経由する貨物も対象としています。

- ▶ 両岸経済協力枠組協議
- ▶ 中国・韓国自由貿易協定
- ▶ 中国・オーストラリア自由貿易協定

非加工証明書

これまで、国家品質監督検査検疫総局(AQSIQ)及び国家認証認可監督管理委員会(CNCA)によって香港に設立された中国検験有限公司(CIC)の査証部門が、香港経由で輸送される貨物の原産地証明書に添付される非加工証明書の発行権限を有していました。しかしながら、CICが発行した非加工証明書は、特定のFTAに基づく中国本土への輸入にはほぼ限定して受け入れられていました。

香港税関が、FTAスキームに基づき中国本土を仕向国又は仕出国とする貨物について適用できるFTAの拡大は、輸出者に大きな恩恵をもたらすと思われます。その理由として、貨物に対していかなる作業も行わず、貨物が輸出地と同一の状態に維持されていることを香港税関が正式に保証することが考えられます。

香港税関によれば、CICは引き続き、水性動物、動物の毛皮、果物及び鑑賞魚等の貨物の積替えについて証明書を発行する当局として機能する可能性が高いとのこと。

中国を仕出国とする貨物に対する非加工証明書の適用可能性の制限

個々のFTAに基づく中国からの輸出貨物に関する非加工証明書の対象範囲は、現在のところ幾分限定的と思われる。輸出貨物に関する香港税関のFTAスキームでは、中華人民共和国を相手国とする13のFTAのうち、台湾、韓国、オーストラリアの3カ国とのFTAしか挙げられていません。

またオーストラリア政府は最近、香港やシンガポールを含む第三国を経由してオーストラリアに輸入される貨物は、中国・オーストラリア自由貿易協定に基づき、関税特恵待遇を認める上で特定の追加文書を一切要しない旨を明確化しました。

しかしながら、オーストラリアの輸入者は、香港を経由して輸送、積替え及び倉庫保管される貨物に対して、荷下ろし、再積み込み、再梱包、ラベリング、又は今後の輸送に必要な貨物の分割、もしくは貨物を良好な状態に保つために必要な一時的保管などの作業以外の作業はなされておらず、当該協定の要件が満たされていることを保証する義務は免除されません。オーストラリア当局は、貨物が当該要件を満たすことを証明するための証拠書類を輸出者に要求する可能性があります。



シンガポールとの比較

香港と同様、シンガポールも主要な積替え拠点であり、多くの船会社が最終仕向国へ貨物を輸送するためにトランジットハブとしてシンガポールを利用しています。シンガポール税関は、貿易業者を支援するために、貨物が加工されず、通過中交換されなかったことを示す証拠書類として非加工証明書を発行しています。

非加工証明書の要件を満たすには、貨物を良好な状態に保つのに必要な作業以外の加工等がなされていないこと、及びシンガポール税関の監視下で保管されていたこと、すなわち、シンガポールを通過際には、GST(物品サービス税)非課税倉庫、公認倉庫又は自由貿易区に保管されている必要があります。

以下は、香港税関のFTAスキームとシンガポール税関の非加工証明書に係る主要な項目を比較した表です。

項目	香港税関のFTAスキーム	シンガポール税関の非加工証明書
サービス範囲	13のFTAに基づく中国本土への輸入貨物及び中国本土から台湾、韓国、オーストラリア ⁵ への輸入貨物	いかなるFTAにも限定されない
申請者	荷主の委任状を有する現地の船荷取扱店又は貨物取扱業者	海外の本人の代理人を務める現地の船荷取扱店又は貨物取扱業者
貨物の保管	香港で保管	シンガポールの自由貿易区、GST非課税倉庫又は公認倉庫に保管
手数料	基本手数料は申請1件当たり155香港ドル(約19.9米ドル) 貨物の混載(バンニング、デバンニング、再梱包等)は別途料金が課されることがある	申請1件当たり4シンガポールドル(約2.9米ドル)
最大保管期間	一部FTAの場合、貨物を香港に蔵置できる最大期間は2～12カ月。保管及び最終区間の輸送に要する期間全体が、特惠原産地証明書の有効期間を超えないように注意が必要	規定なし。保管及び最終区間の輸送に要する期間全体が、特惠原産地証明書の有効期間を超えないように注意が必要
主要国の受け入れ	上記の国/FTAに適用可能	輸入国非加工証明書を受入れの場合に適用可能

5 オーストラリア税関は、中国-オーストラリアFTAに基づいて特惠関税措置を認める場合、香港税関からのCNMを要求していない。

香港の将来的見通し

香港税関が公表したFTAスキームは、様々なFTAに基づき香港で積替え又は倉庫保管される貨物について特恵関税の優遇措置を申請しようとする輸入者に恩恵をもたらすと思われます。従来、そうした貨物は香港で積替えされた場合、原産地規則の要件を満たすことができませんでした。

このFTAスキームは、香港で積替え又は倉庫保管される貨物の原産資格を保証する仕組みとして、他のFTA(中華人民共和国が締約国ではないFTA)について税関当局と協議するための有益な前例になると思われます。



インドネシア

保税物流センターに関する新規則



インドネシア政府はこのほど、同国における保税物流センター（BLC）に関する新規則⁶を公布しました。BLCは、輸入・輸出貨物の物流における柔軟性と効率性を高めます。

BLCは、国外企業が関税や租税を納付することなく輸入貨物を保管できる保税倉庫のコンセプトを拡張したものです。

しかしながら、BLCと保税倉庫の間には重要な違いがあります。BLCの場合は、貨物がインドネシア国内市場に向けてBLCから搬出される時点で、BLC事業者が登録輸入者である必要はなく、貨物を受け取るインドネシア企業（インドネシアの顧客）が登録輸入者になることができます。そのため、インドネシアの顧客は、BLCから引き渡しを受けるときに自社に適用される輸入優遇措置の利用が可能になります。この優遇措置には、インドネシアにおける資本投資及び石油・ガス産業に係るマスターリスト（輸入税免除のほか、場合により追加的な非課税扱いを認められる物品のリスト）、又は中国ASEAN自由貿易協定などの自由貿易協定に基づく特恵関税の適用などが含まれます。

BLCのその他の特徴として以下のものがあります。

- ▶ 貨物をBLCに最大3年間保存でき、延長の選択が可能
- ▶ BLCでは保税倉庫に比べ、混載、修理、混合、再組立てなど、より多くの単純作業を行うことが可能
- ▶ 保税倉庫の要件と同様、BLC事業者はインドネシア法人でなければならない。ただし、政府の必要な認可を取得後、税務登録を行い、インドネシアに恒久的施設を有する海外法人でも良い
- ▶ 規則によれば、外国のサプライヤーが貨物の所有権を保持することが可能
- ▶ BLCの保管対象は、輸入貨物のほか、他の保税倉庫、自由貿易区、経済区からの貨物。一定の状況下では、BLC事業者の活動の支援目的や輸出のために、国内市場から貨物を受け取ることも可能。国内市場から受け取ることができる貨物の種類を明確化するための追加的な規則を期待

6 財務省規則第272/PMK.04/2015号



BLCの潜在的利点

- ▶ BLCでは、生産物分与契約(PSC)に基づいて作業する石油・ガス会社(以下、「PSC会社」)の下請業者が、輸入原材料を調達してBLCに保管することが可能です。その原材料がBLCから出荷された場合、PSC会社は登録輸入者となり、輸入の優遇措置(PSCのマスターリストなど)を利用する資格があります。税務の目的上、下請業者は、今後BLCへの輸入時の税関申告書を使用してPSC会社への輸入原材料の販売を裏付けることができます
- ▶ 同規則は、PSCマスターリストに基づく免税貨物の移動の可能性を明確に定めています。PSC会社は、輸入関税や租税のクローバック(剥奪課税)、付加価値税(VAT)及び高級品売上税(LGST)を課されるリスクを負うことなく、余剰な原材料をBLCに戻すことができます
- ▶ 外国のサプライヤーが、貨物をインドネシアのBLCに保管することが可能です。このことは、納期の短縮につながり、信用状の発行に係る商業上の問題が発生した場合の対処に役立ちます。ただし、貨物をインドネシアで保管することによるインドネシアの税務上の影響を検証する必要があります

前述の利点を活用するために、インドネシアで事業を行う企業は、自社がBLC規則に基づく要件を満たしているかどうかを検証し、満たしている場合、インドネシア税関当局に申請を行うことが望ましいと思われます。

タイ

2016年関税アムネ스티: 自主的調査プログラム



タイ税関局(以下、「税関」)はこのほど、輸入者や輸出者との良好な協力関係を増進するとともに、過去の未納付の関税や間接税の支払いを促進するための政策及び取組みの一環として、最新のアムネスティ(特赦)プロセスを発表しました。今回の自主的調査プログラム(VAP)プロセスは2016年1月1日から2016年12月31日まで利用可能です。

2014年に実施された前回と同様、今回のVAPプロセスでも、税関は、意図しない未納付の関税や租税があると疑われる信頼できる納税者を選び出し、それら納税者に自己調査を実施し、その結果を税関に報告してレビューを受けることを促す要請状を送付します。レビューの結果、未納付の納税義務があれば、加算税なしで税関に修正申告することができます。

参加を要請されなかったものの、参加に関心のある輸入者や輸出者は、税関に連絡して要請状を申請できます。

しかしながら、下記のいずれかの状況に該当する場合は、このVAPプロセスの申請はできません。

- ▶ タイへの密輸入行為、又は不正に関税を逃れるための不正行為に関する明白な証拠がある輸入行為
- ▶ 禁輸対象もしくは制限対象の物品、又は知的財産権を侵害している物品の輸入行為
- ▶ 現在、事後調査プロセス又は捜査の対象となっているか、特別捜査部など関連政府当局から関税法違反で告発されている輸入者及び輸出者
- ▶ 過去のVAPアムネスティの対象となった問題点と同一の問題点の再度の自己申告

VAP参加者は、要請状の受領日から30日以内に、税関に開示した問題点に関連する文書又は証拠を提出することが必要です。延長を願い出ることも可能ですが、書面による申請が必要であり、税関の同意を得なければなりません。

VAP参加者が、要求された期限内に自己調査による点検結果を報告しなかった場合、又は報告を妨げた場合、税関は参加者の施設における事後調査を開始する決定を下すことがあります。

VAP参加の主な利点

- ▶ 加算税の免除(加算税は通常、それぞれの不足額に次の通り課される。関税:200%、物品税:100%、VAT:100%)
- ▶ 月率1%の関税の課徴金(上限なし)の免除
- ▶ 税関本関の税関事後調査チームのみへの開示(個々の輸入官署に開示する必要がなくなる)
- ▶ 輸入者や輸出者が自己調査を行うため、税関による日常業務遂行への支障が全くない、又は最小限にとどめられる

2016年の税関のアムネ스티ブプログラムによる恩恵を享受しようとする企業は、現在の自社の実務を点検の上、VAPプロセスへの参加を検討することが望ましいと思われます。



EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

関税・国際貿易サービス

EYの間接税チームによる関税・国際貿易サービスについて

EYの間接税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、及び国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、及びサプライチェーン・セキュリティーの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業がそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160419. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

EY税理士法人
インダイレクト タックス パートナー
大平 洋一
+81 3 3506 2678
yoichi.ohira@jp.ey.com